

【緊急！】消費者トラブル注意報

「民事訴訟管理センター」や「国民訴訟通達センター」を名乗る者から、「総合消費料金」に関する郵便はがき（裏面参照）が送り付けられる「架空請求」についての相談が増えています。

□事例

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」や「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題した郵便はがきが届いたが、具体的な契約内容や金額について一切記載がなく、身に覚えがない。

□消費者へのアドバイス

◎慌てて電話をかけない

「期日までに連絡をするように」などと書いてあっても、決して連絡をしないでください。業者からの請求がエスカレートする場合があります。

◎すぐに支払いをしない

「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、すぐに支払わないでください。

一度支払ってしまうと、取り戻すことが難しいケースがほとんどです。不安な場合は、下記の公的機関に相談しましょう。

◎無視し続ける勇気を持つ

真面目で誠実な方ほど、言われるがままに対応してしまい、被害に遭うことがあります。どんなに巧妙な記載がなされていても、身に覚えがなければ冷静に無視することが大切です。

少しでも怪しいなと思った時は、町村や県の消費生活相談窓口、消費生活相談センターにご相談ください。

■菊陽町消費生活相談窓口 相談電話 096-232-2112

（相談受付時間：月・木曜日の午前10時から午後4時まで）

■大津町消費生活相談窓口 相談電話 096-293-3111

（相談受付時間：火・金曜日の午前10時から午後4時まで）

■西原村消費生活相談窓口 相談電話 096-279-3112

（相談受付時間：水曜日の午前10時から午後4時まで）

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご丁承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月19日

民事訴訟管理センター

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-5-1

消費者相談窓口 03-5924-6404

受付時間 9:00~20:00

実際に届いたはがきの文面です。
類似のものにも十分ご注意ください。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号（わ） 318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付 を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 29 年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 7 号

取り下げ等のお問合せ窓口 03-6709-1366

受付時間 9:00~20:00（日、祝日除く）